

会社更生事件の手続費用一覧

- 1 申立手数料 2万円（収入印紙）
- 2 郵便切手 事案により異なります。事前相談の際に確認してください。
- 3 予納金基準額

下表が、一応の目安になります。

具体的な予納額は、下表を基に諸事情を総合的に判断して決定されます。

管理型

負債総額	基準額	
	自己申立て	債権者・株主申立て
10億円未満	800万円	1200万円
10億円～ 25億円未満	1000万円	1500万円
25億円～ 50億円未満	1300万円	1950万円
50億円～ 100億円未満	1600万円	2400万円
100億円～ 250億円未満	1900万円	2850万円
250億円～ 500億円未満	2200万円	3300万円
500億円～1000億円未満	2600万円	3900万円
1000億円以上	3000万円	4500万円

※上記基準額は、予納金額の一応の目安です。

※具体的な予納額については、上記基準表を基に諸事情を総合的に判断して決定されます。

DIP型

負債総額	基準額
10億円未満	560万円
10億円～ 25億円未満	700万円
25億円～ 50億円未満	910万円
50億円～ 100億円未満	1120万円
100億円～ 250億円未満	1330万円
250億円～ 500億円未満	1540万円
500億円～1000億円未満	1820万円
1000億円以上	2100万円

※DIP型から管理型に移行した場合には、追加で予納をお願いする可能性があります。